

映文連総第14・24号(2002年7月24日)

沖縄県 商工労働部
部長 花城 順孝 殿

社団法人映像文化製作者連盟
常任理事・著作権部会長 梅原 千之
理事・事務局長 大久保 正

沖縄デジタルアーカイブ整備事業の契約条件について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当連盟は、非劇場系(ノンシアトリカル)で、主に企業および官公庁・地方自治体などから映像製作を受注することを業とする、日本の代表的なプロダクション100社余で組織された社団法人で、かつ国の認可(主務官庁は文部科学省と経済産業省)を受けた法人です。

当連盟の設立目的には、「映像作品の質的改善」、「映像作品の利用促進のための普及啓発」などと並び「映像製作事業の経営改善」、「映像製作者の著作権の擁護と確立」を掲げており、とりわけ発注者の皆様との著作権契約については、高度情報化の時代を担う映像産業の育成に不可欠な、公正な「契約慣行」の実現にむけて平素より大きな関心をはらい、さまざまな努力を重ねているところです。

さて、このたび貴庁が実施される「沖縄デジタルアーカイブ整備事業」については、沖縄の風土や文化の映像情報を体系的に収集し世界に発信する「地域デジタルアーカイブ」として、これまでの類似の構想を大きく超える規模と内容を打ち出しておられることに、当連盟としましても大きな期待を抱いており、注目をしております。

しかしながら、貴庁のホームページを通じて入手した「制作実施者公募要領」(本年5月16日公表)および応募者との間で交わされた「質問及び回答」(同、5月27日、6月5日公表)について、その内容を検討させていただいた結果、「公募要領」中の、貴庁と映像製作者(プロダクション)とのあいだで取り結ばれるであろう著作権契約の内容について、大きな疑問を抱かざるを得ませんでした。

以下、当方が抱いた疑問について、特に著作権の原則に関わる部分に限り質問をさせていただきますが、これは、あくまでも社会的に公正な「契約慣行」を目指す当連盟が、法人としての立場から発するものであることを、ご理解下さい。したがって、今後社会から期待される情報流通の活性化を願うがゆえの発言であることを、是非ご留意いただきたいと存じます。

また、7月11日に「制作実施者公募採択」が発表され、現在個々のコンソーシアムと契約交渉が進んでいると仄聞しておりますが、仮に当連盟傘下の会員社が現在、貴庁と契約交渉中であるとしても、契約はあくまで当事者同士の意思の問題であって、当連盟が個々の会員社の営業活動を何ら拘束するものではありません。しかし、以下で述べさせていただく当連盟の見解が、権利条件の交渉に(たとえ充分ではなくとも)具体的に反映されることを望むものです。

1. 映像製作者の著作権譲渡について

貴庁が公表している「公募要領」では、「沖縄県への成果物等の納品完了をもって、制作企業コンソーシアムから沖縄県に譲渡し、沖縄県が所有する」となっております。(別紙3、「成果物等に関わる知的財産等の取り扱い」第1条)これは、原初的には製作者(プロダクション)に著作権が発生するという著作権法上の基本原則を認めていただいた上での条件であると推察いたしますが、もし、この著作権(財産権)の譲渡にかかる「対価」の交渉が認められないとするならば、本条文は実質的に「乙から甲への無償による著作権全部譲渡」を条件とするに等しいこととなります。

「公募要領」本文「6 制作委託契約等の条件」中の「(2)制作費用の見積の方法…」には、制作費の費目として著作権の譲渡に係る費用が特段掲げられてはいないように見うけられます。このような契約例は、「著作権契約システム」上、「好ましくない契約慣行」として、経済産業省や公正取引委員会などで独占禁止法(優越的地位の濫用行為)との関係で問題視され、当連盟でも、改善を求めて行政サイドへの働きかけを強めているところです。この点について、貴庁のお考えを伺いたく存じます。

2. 制作委託契約書(例)第12条の権利について

「公募要領」の「別紙2、制作委託契約書(例)」を読むと、「制作業務」を受託した製作者(プロダクション)は、第12条において、成果物の著作権のみならず「制作の過程で作られた未編集素材等」の著作権も甲に譲渡し、加えて同条2号に掲げられた①から⑪にいたる(現在および将来、およそ考えられ得るすべての利用形態)の利用権を甲に認めることを条件づけられております。

しかし、発注者の側に企業秘密など特段の事情がない限り、通例の契約では「制作の過程で作られた未編集素材等」の著作権まで譲渡を求められることはないのが普通であり、本条文は製作者(プロダクション)にとって厳しすぎる条件ではないかと思えます。また、同条2号に掲げられた利用権の内容は、これも通例の契約では「二次利用権」として協議の対象になるべきものです。

「映像アーカイブ」としての機能を果たすために、せっかく蓄積された映像が、いざという時「利用権」を取得していなかったために利用できないのでは困る、という貴庁のお立場は、当方として理解できないことはありません。当連盟としても、映像素材の円滑な流通システムの構築のために、時には権利の過剰な主張を控えることが必要であることを十分に理解しております。(例えば本件の場合、貴庁が「著作者人格権の不行使」を製作者に求めておられることに対して、当連盟は、あえて異を唱えるものではありません。)

しかし、同条2号の「下記に例示する方法により使用・収益する権利は、すべて甲に帰属する」という条件は、公正であるべき契約の精神を逸脱してはいないでしょうか。この点に関しては、製作者は収益の分配を一定の比率で請求する権利を、(たとえ著作権を全て譲渡したとしても、それが無償でなされたものとなれば、なおのこと)本来持つものと主張できると考えますが、如何でしょうか。

なお、「質問及び回答、受付番号18」などによれば、貴庁は、「成果物及びその素材等」のうち、「素材等」は県に納められるデジタルデータのみならず県の使用・収益権が生じ、オリジナルの素材の使用・収益権は「素材提供者」に残されているとお考えのようですが、同条2号に掲げられた利用権をすべて認めることは、素材提供者にとって、事実上独占的利用権に限りなく近い条件を認めることに等しい、と当方は考えます。

以上、当連盟が、公正な著作権契約慣行の実現を目指すために、どうしても必要と考える基本的な問題を質問させていただきましたが、これはあくまでも、将来の映像を中心とした高度な情報社会システムの活性

化のために、映像製作者(プロダクション)を育成していただくこと、その基本的な権利を尊重していただくことが、貴庁が本事業の目的に掲げておられる、沖縄の「情報関連産業振興」、「沖縄県内のコンテンツ制作人材の育成・強化、産業連携能力の向上」、またコンテンツそのものの質の向上にかなうと思慮するがゆえの質問であることを、是非ご理解いただきたいと存じます。現在、貴庁が提示しておられる契約条件は、良質なコンテンツの製作および収集をかえって妨げ、結果として情報社会の活性化に逆行するのではないかと危惧いたします。

当連盟としては、「著作権契約はあくまでビジネスの問題である」との認識のもとで、製作者(プロダクション)の立場にご理解をいただきながら、発注者の皆様に、完成した映像の円滑な利用がはかれるよう配慮するだけでなく、また、著作権の譲渡契約を交わす際に、権利の全部譲渡だけでなく、「支分権譲渡」(実質的に著作権の共同所有になります)という契約方法もあり得る、ということを提唱するなどの努力も重ねているところです。

最後に、以上のような当連盟の立場にご理解を賜りたく、重ねてお願い申し上げますとともに、本件に対する貴庁のすみやかな回答をお待ちしております。(なお、貴庁からの回答文は本質問状と併せ、当連盟の会報誌およびホームページに掲載させていただきたいと存じます。その諾否の回答もあわせてお寄せいただければ幸いに存じます。)

敬具